那覇市都市計画図

2024年（令和6年）3月時点

・この図面は、上記時点における概ねの内容を表示したものです。
・那覇市は、この図面によって発生した直接または間接の損失や損害等について、一切の責任を負いません。
・詳細及び最新の情報については、那覇市役所都市みらい部都市計画課でご確認ください。

位置図

N
W E
S

牧志・安里地区高度利用地区（詳細図）Non scale

久茂地高度利用地区（詳細図）Non scale

那覇広域都市計画都市高速鉄道の変更
（沖縄県決定）
都市計画道路　9・7・1号　沖縄都市モノレール
都市高速鉄道　1号　沖縄都市モノレール
総括図　（案）
A0：S=1/10,000

都市計画道路　9・7・1号　沖縄都市モノレール
都市高速鉄道　1号　沖縄都市モノレール
L=約17,110m　W=約8m

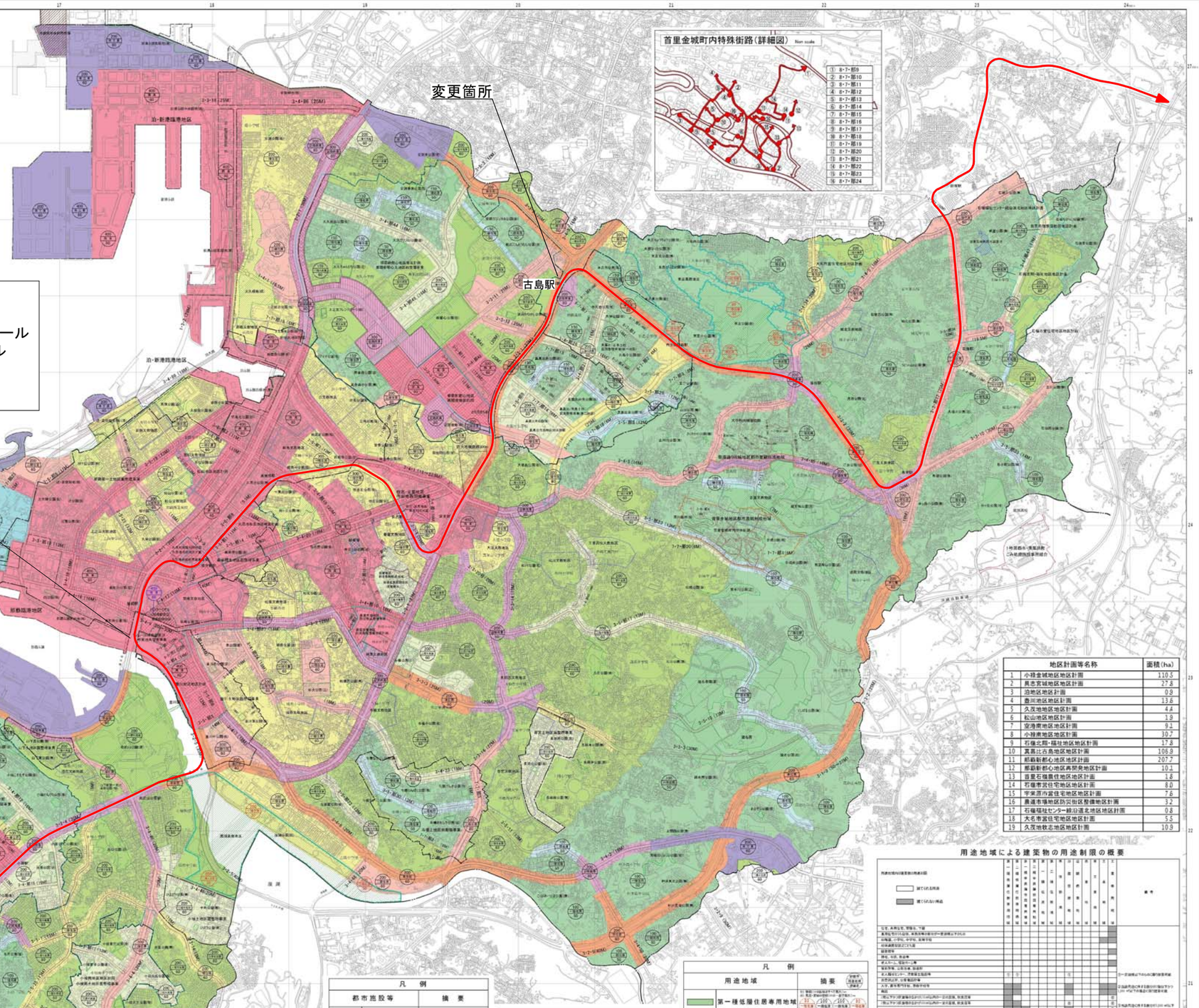

	地区計画等名称	面積(ha)
1	小禄金城地区地区計画	110.5
2	真志喜城地区地区計画	27.8
3	泊地区地区計画	0.9
4	豊川地区地区計画	13.6
5	久茂地地区地区計画	4.4
6	松山地区地区計画	1.9
7	安波東地区地区計画	9.1
8	小禄南地区地区計画	30.7
9	石嶺北西・福祉地区地区計画	17.8
10	真嘉比古島地区地区計画	106.9
11	那覇新都心地区地区計画	207.7
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1
13	首里石嶺農住地区地区計画	1.8
14	石嶺市営住宅地区地区計画	8.0
15	宇栄原市営住宅地区地区計画	7.6
16	豊見城市嘉数防災拠点整備地区計画	3.2
17	石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画	0.8
18	大名市営住宅地区地区計画	5.5
19	久茂地牧志地区地区計画	10.9

凡例

都市施設等		摘要
	市町村界	
	公園・緑地・墓園	・名称の例）（公）（児）（運）は公園の種別を表し、（緑）は緑地、（墓）は墓園、（集）は都市公園等総合的に整する緑地、（無）は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
	学校	
起点 終点	都市計画道路	路線番号（幅員） 例 3・4・47（17ｍ）
	雨水貯留施設	
	市場	
	バスターミナル	
	モノレールルート及び駅・車庫	
	駐車場	
	ごみ処理場	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	

凡例

用途地域以外の地域地区等		摘要
	高度利用地区	上段は容積率(%) 下段は建ぺい率(%) 例 200/80
	防火地域	沿道型は 都市計画道路端から6.1m
	準防火地域	沿道型は 都市計画道路端から6.1m
	風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
	臨港地区	「那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制あり
	特別用途地区 第一種文教地区 地場産業集積地区	「沖縄県文教地区建築条例」「那覇市都市計画地場産業集積地区建築条例」による規制あり
	地区計画	「那覇市地区計画区域及び高度地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
	再開発地区計画	
	都市景観形成地域	「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり

凡例

用途地域	摘要
第一種低層住居専用地域	分類字（用途地域） （容積率） （建ぺい率） 例：（1）80/40/50
第二種低層住居専用地域	例：（2）150/60/50
第一種中高層住居専用地域	例：（3）150/60/50
第二種中高層住居専用地域	例：（4）200/60/50
第一種住居地域	例：（5）200/60/50
第二種住居地域	例：（6）200/60/50
準住居地域	例：（7）200/60/50
近隣商業地域	例：（8）200/80/50
商業地域	例：（9）300/80/50
準工業地域	例：（10）200/60/50
工業地域	例：（11）200/60/50
市街化調整区域	例：（12）200/60/50

注1：沿道とは、幹線道路端について、道路が区分されていない場所は、計画沿道者とし、区間沿道路端から15m。
又は地形地物が境界である。
注2：容積率の指定値は、「建ぺい率」については、「風致地区」における制限である。
注3：建築基準法第19条に規定する市町村条例制限の記載はされない。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	市街化調整区域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で非住宅部、事務所等の部分が一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
専修学校等設立できる施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
保育所等、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
自然教育施設、社会教育施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
1階以下で2階建ての2つ以内の同一区画店舗、飲食店等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	①一定規模以下のものの記載が別表参照
1階以下で2階建ての2つ以内の同一区画店舗、飲食店等	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	■	②店舗用途に供する部分が1階以下かつ150㎡以下の場合に制限緩和有
上記以外の店舗、飲食店等	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	③地区用途に供する部分が150㎡以下の場合に制限緩和有
事務所等	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	
ホテル、旅館	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	④地区用途に供する部分が1㎡以下の場合に制限緩和有
ボウリング、スケート場、水泳場等	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	
ホール、劇場	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	
遊技場等遊技所	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	⑤地区用途に供する部分が1㎡以下の場合に制限緩和有
自動車教習所	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	■	
ゴルフ場、スキー場、ボウリング場、水泳場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	⑥地区用途に供する部分が1㎡以下の場合に制限緩和有
遊園地等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
自動車教習所	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	⑦地区用途に供する部分が1㎡以下の場合に制限緩和有
畜舎等建築物	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
自動車教習所（運転）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
大型、中型、小型、自動車修理工場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
大型、中型、小型、自動車修理工場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
大型、中型、小型、自動車修理工場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
大型、中型、小型、自動車修理工場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
自動車車庫、大型車工場等、自動車修理工場、公衆浴場等	原則として建築物の用途、面積等の制限は、公衆浴場等を除き、特定行政庁の許可により可能												

注1：本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限については規定されるものではありません。
詳細は、那覇市ホームページ「建築物の用途制限」をご確認ください。

那覇市都市みらい部　都市計画課　作製